

子どもの虐待 ① (改訂版)

子どもの命を守るのはあなたです
早期発見・早期対応を



◎ 虐待されている子どもが近くにいるかもしれません。

- ・虐待とは
- ・虐待が子どもに及ぼす影響

◎ 学校園の役割

- ・虐待から子どもを守る取り組みとは

◎ 早期発見の観点

- ・こんな子どもはいませんか



子ども虐待防止
オレンジリボン運動
オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています

児童虐待防止法が改正されました

児童虐待が深刻化及び複雑化していることなどから、令和元年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が改正されました。

児童虐待防止法 改正のポイント

- ① 体罰禁止の明文化
しつけの際の体罰禁止
- ② 児童相談所の対応能力強化
- ③ 関係機関の守秘義務再確認
- ④ 虐待をした保護者へのサポート

全国の児童相談所における児童虐待対応件数は、令和元年度、193,780件（前年度比約3.4万件増）となり、過去最多となりました。

また、全国の児童虐待による死亡人数は、令和2年の一年間で61人に上り、虐待により命を奪われている子どもたちが後を絶ちません。

児童虐待相談対応件数の推移



(参考) 厚生労働省 令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)

平成31年に当時小学4年生の子どもが虐待により亡くなったことは、関係機関の連携不足にも課題があったと考えられることなど、深刻な状況が続いています。

また、コロナ禍の中で、虐待が増えています。緊急事態宣言下での自粛要請などにより保護者のストレス等の増加や、子どもが家庭にいる時間が長くなったこと、子どもの生活が見えにくくなっていることなども背景にあります。

子どもを守るために、虐待の早期発見・早期対応に努めることは、教職員の重大な責務です。
(※児童とは18歳未満の子どもをさします。)

1. 虐待されている子どもが近くにいるかもしれません

令和元年度の児童虐待相談対応件数は、約19万件。そのうち、社会的養護^{※1}児童数は約4万5千人と報告されています。

虐待を受けたかもしれないが施設等に保護されなかった子どもが 約14万5千人 いるということになります。

※1 社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

施設等から通っている子ども以外にも、虐待を受けていることを誰にも言えず苦しんでいる子どもが、みなさんの学校園にもいると認識することが重要です

虐待とは

虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、**子どもに対する最も重大な権利侵害**です。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」にあげられている子どもの権利^{※2}が剥奪されている状態です。

多くの事例においては、いくつかの種別の虐待が複合していることにも注意が必要です。

※2 「子どもの権利条約」にある主な4つの権利

「生きる権利」
「育つ権利」
「守られる権利」
「参加する権利」

虐待の種別	特徴
身体的虐待	殴る、蹴るなどの暴力をふるうなど ・子どもの身体に外傷が生じる、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
性的虐待	わいせつな行為をする、見せるなど ・子どもにわいせつな行為をすること、又は子どもにわいせつな行為をさせたり見せたりすること。
ネグレクト	食事を与えない、衣服を替えないなど ・子どもの心身の発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること。
心理的虐待	暴言、無視、家庭内暴力を見せるなど ・子どもに対する暴言又は拒絶的な対応、家庭内における配偶者等への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
経済的虐待 ^{※3}	子どものお金を遊興費にあてるなど ・保護者の管理に属しない子どもの財産を保護者が不当に処分すること。

※3 大阪府は「経済的虐待」を条例で定義しています。

虐待が子どもに及ぼす影響

虐待は、子どもの心身に次のような大きな影響を与えます。

身体的影響	外傷、生命の危険、身長や体重が増えない、成長不全など
知的発達面への影響	安心できない環境で生活することや、登校もままならない場合があり、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないなど
心理的影響	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感をもてなかったりする状態や、攻撃的・衝動的な行動や多動など

次のような状態になることもあります。

PTSD（心的外傷後ストレス障がい）
強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、心のダメージ（心的外傷）となって、時間が経ってからも、その経験に対して強い恐怖を感じるものです。震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などが原因になると言われています。

解離性障がい
自分が自分であるという感覚が失われている状態。虐待が繰り返されると、その苦痛に立ち向かうことが困難になり、苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きによって生じると考えられています（心的外傷への自己防衛）。

愛着障がい
人に対する信頼感や愛着をもつことが難しくなっている状態です。周りの人から自分のことを認めてもらえなかったり、不安や恐怖、孤独を感じたりといった経験を重ねることで、周りとの関わりを避ける等、適切な人間関係をつくりづらくなります。

2. 学校園の役割 —虐待から子どもを守る取組みを—

子どもの命を守るのは私たちです

虐待を受けている子どもは、安全に過ぎていくことが当たり前でない毎日を、必死で生きぬいています。虐待から子どもを守るために教職員がしなければならないことは何でしょうか。

子どもたちは、虐待を受けていても、「自分が悪いから保護者から怒られる」「自分の保護者のことを悪く思われたくない」と思っていることも多く、保護者も「自分がやっていることは躰（しつけ）であって虐待ではない」と考えている場合があります。

子どもへの二次被害が起こらないように、子どもや保護者の生活を丁寧に把握し、事実を捉えることが求められます。

また、虐待は必ずしも連鎖するものではありません。必要な支援をすることで保護者が子育てに向き合うこともできます。子どもや保護者を否定するのではなく、子どもや保護者の思いを傾聴し「必要な支援が届いていない」という観点に立つことが必要です。

「虐待かも」と疑ったら、管理職に報告・連絡・相談を

通告義務について

児童虐待防止法第6条では、「虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに市町村や児童相談所等へ通告しなければならない」としています。誰であっても通告する義務があります。

通告を判断するに当たってのポイント

- ① 確証がなくても通告する
(誤りであっても責任を問われない)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関である
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先する
- ④ 通告は守秘義務違反には当たらない

児童相談所全国共通ダイヤル

189 (いちはやく) 地域の子ども家庭センター(児童相談所)に電話がつながります

(参考) 厚生労働省Webサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html



早期発見・早期対応のための取組み

普段から意識して大切にしたいこと

1. 子ども理解
2. 命の学習、子どもの権利についての学習などの取組み
3. 子どもが自分のことを語る取組み
4. 自分が親になった場合のことを考える取組み
5. 子ども・保護者との信頼関係の構築

ある小学校の取組み

保護者や関係機関との連携を通して

本校では、厳しい生活背景をかかえる子どもを中心に、学校での姿だけでなく、家庭での姿や保護者との関係も丁寧に知っていくことを大切にしており、取組みを進めるにあたっては、保護者、地域の方、関係機関との連携が重要です。具体的には、S S W (スクールソーシャルワーカー) や児童養護施設との連携、子育てに悩む保護者への面談や関係機関とのつなぎなどを行うことです。

児童養護施設が開所した年度には、教職員、保護者、地域の方を対象に、施設で働いておられる方と、施設で育った方のお話を聞く機会を持ちました。施設について正しく知ることや当事者との出会いがいかに大切かについて学ぶ機会になりました。

また、本校では系統立てた人権総合学習として、1・2年生で児童養護施設の職員の方に来ていただいたの聞き取

り学習を、3・4年生で児童養護施設等への訪問をはじめとした地域学習を行っています。

施設から通う子どもに対しては、自分の住む施設について肯定的に捉えることができ、自分が施設から通っていることを安心して発信できること、また、周りの子どもたちに対しては、施設に対しての正しい理解をし、施設で働いておられる方の思いや願いを聞くことで、施設が地域になくてはならない場所だと感じることを大切にしています。虐待のことを直接的に扱っているわけではありませんが、子どもたちは、取組みの中で社会的養護の意義を理解していきます。

児童養護施設の職員のお話から学ぶ学習については、校区に施設を含まない学校園においても、家族のかたちの学習やいのちの学習と関連付けて取り組むことができます。このような取組みが広がり、社会的養護に対しての正しい理解が進むことが必要だと考えています。

関係機関・相談窓口

- 認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク
- オレンジリボン運動 <http://www.orangeribbon.jp/>
- 特定非営利活動 ちゃいるどネット大阪
- 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～ (厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>
- 大阪府教育センター
- 子どもからの相談 (すこやかホットライン)
- 保護者からの相談 (さわやかホットライン)
- 教職員からの相談 (しなやかホットライン)

3. 早期発見の観点 —こんな子どもはいませんか？—

虐待を早期発見・早期対応するため、必要に応じてこのシートを活用してください。子どもの様子や家庭の状況で、表の項目のようなことがあれば「虐待かも」と疑ってください。

児童虐待チェックシート

※記載されている以外の家庭環境や経緯等を含めて、総合的に判断します。
※気になることは周りの教職員に相談し、チームで対応することが大切です。

A 子どもの様子	健康状態	<input type="checkbox"/> 反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える
	精神的に不安定	<input type="checkbox"/> 警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう
		<input type="checkbox"/> 教職員等と目を合わせられない、また顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする
	無関心、無反応	<input type="checkbox"/> 表情が乏しく受け答えが少ない、またボーっとしている、急に気力がなくなる
	攻撃性が強い	<input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、すぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られたりする
		<input type="checkbox"/> 大人に対して反抗的、暴言を吐く
	孤立	<input type="checkbox"/> 他者とうまく関われず、友だちと遊べなかったり、孤立したりしがちである
	気になる行動	<input type="checkbox"/> 担任の教員等を独占したがる、用がなくても近付くなど、過度のスキンシップを求める
		<input type="checkbox"/> 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする
		<input type="checkbox"/> 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える
		<input type="checkbox"/> 自暴自棄な言動がある
	反社会的な行動（非行）	<input type="checkbox"/> 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す
	保護者への態度	<input type="checkbox"/> 保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする、また保護者といるとおどし落ち着かない
身なりや衛生状態	<input type="checkbox"/> からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、臭い、垢の付着、爪が伸びている等	
	<input type="checkbox"/> 季節にそぐわない服装をしている、衣服が破れたり汚れたりしている	
	<input type="checkbox"/> 虫歯の治療が行われていない	
食事の状況	<input type="checkbox"/> 食べ物への執着が強く、過度に食べる	
	<input type="checkbox"/> 極端な食欲不振が見られる	
登校状況等	<input type="checkbox"/> 理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い、きょうだいの面倒を見るため欠席等がある	
	<input type="checkbox"/> なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない	
B 保護者の様子	子どもへの関わり・対応	<input type="checkbox"/> 発達にそぐわない厳しい躰（しつけ）や行動制限をしている
		<input type="checkbox"/> 「かわいくない」「憎い」などの否定的な発言がある
		<input type="checkbox"/> 子どもの発達等に関心で、育児について拒否的な発言がある
		<input type="checkbox"/> 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、激しく叱ったり、ののしったりする
	きょうだいとの差別	<input type="checkbox"/> きょうだいを比べて差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる
	心身の状態（健康状態）	<input type="checkbox"/> 精神科への受診歴、相談歴がある、またアルコール依存や薬物の使用歴がある
<input type="checkbox"/> 子育てに関する強い不安がある		
気になる行動	<input type="checkbox"/> 些細なことでも激しく怒る、被害者意識が強いなど感情や行動のコントロールができない	
学校等の関わり	<input type="checkbox"/> 長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない	
	<input type="checkbox"/> 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある	
	<input type="checkbox"/> 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である	
C の家族状況・家庭	家族間の暴力、不和	<input type="checkbox"/> 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和があったりする
	住居の状態	<input type="checkbox"/> 家中がゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている
		<input type="checkbox"/> 理由のわからない頻繁な転居がある
サポート等の状況	<input type="checkbox"/> 近隣とのつきあいを拒否する <input type="checkbox"/> 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む	

参考資料

人権教育リーフレット 子どもの虐待②（大阪府教育センター）【平成26年度】
大阪府子どもを虐待から守る条例【平成23年2月1日施行】
子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編（大阪府）【令和元年12月】
学校・教育委員会等向け虐待の手引き（文部科学省）【令和2年6月改訂版】
学校現場における虐待防止に関する研修教材（文部科学省）【令和2年1月】

令和3年3月改訂
大阪府教育センター
人権教育研究室